

## 第1 審査会の結論

広島県知事（以下「実施機関」という。）が、本件異議申立ての対象となった行政文書について、不存在であることを理由に不開示とした決定は、妥当である。

## 第2 異議申立てに至る経過

### 1 開示の請求

異議申立人は、平成15年12月8日、広島県情報公開条例（平成13年広島県条例第5号）第6条の規定により、実施機関に対し、「①砂防指定地内河川『郷川』に架かる鉄橋『浜川橋りょう』附近の河川護岸整備計画並びに工事を必要とする理由根拠などを記載した文書、②当該工事計画に関する予算要求をしている場合は、その予算要求書（添付資料等を含む）」の開示を請求（以下「本件請求」という。）した。

### 2 本件請求に対する決定

実施機関は、本件請求に対し、「鉄橋『浜川橋りょう』附近の河川護岸整備計画並びに工事を必要とする理由根拠などを記載した文書」（以下「本件対象文書」という。）について、作成又は取得していないため、不存在を理由とする行政文書不開示決定処分（以下「本件処分」という。）を行い、平成15年12月22日付けで異議申立人に通知した。

### 3 異議申立て

異議申立人は、平成16年1月5日、本件処分を不服として、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定により、実施機関に対し異議申立てを行った。

## 第3 異議申立人の主張要旨

### 1 異議申立ての趣旨

本件処分を取り消し、開示を求める。

### 2 異議申立ての理由

異議申立人が、異議申立書及び意見書で主張している異議申立ての理由は、次のとおりである。

- (1) 本件不存在決定は、申請人（開示請求者）に対し説明している河川護岸整備計画に関する理由や根拠などを記載した文書が全くないとの通知を行ったものであり、常識では全く考えられない処分であることから、当該文書を隠匿している疑義がある。本件対象文書が開示されない場合は、竹原支局が担当者の気持ち（裁量権の濫用）で、当該整備計画の存在を申請人に説明したものであると判断する。
- (2) なお、浜川橋りょう付近の護岸は、高さ1mのコンクリート壁のみであり、そのコンクリート壁の上部は自然の土のまま放置されている。竹原支局の担当者は、当該コンクリート壁の上部は自然の土のまま放置されていることを引用して、当該部分の整備計画が存在することを明言したものである。本件不存在通知は、当該整備計画の存在そのものを否定するものであり、竹

原支局の担当者が虚偽の計画をちらつかせたことになるから、当該行政手法に対して嚴重に抗議する。

#### 第4 実施機関の説明要旨

実施機関が理由説明書及び口頭による意見陳述で説明している内容を総合すると、本件対象文書を不存在とした理由は、おおむね次のとおりである。

- 1 砂防指定地内においては、砂防設備設置（河川整備）の行われるものであるところから、河川整備が部分的になされていない場合には、当該箇所の整備が必要とされない限り、整備計画があるものとはいえない。

当該箇所は、〇〇であるので、もし河川整備をする場合には、〇〇との協議が必要であるが、〇〇との施工協議はなされておらず、河川整備の具体的な計画もなされていない。

- 2 なお、河川法が平成9年度に改正され、河川法16条の2に基づき、河川管理者に、河川整備計画の作成義務が課されたが、本件の郷川については、河川法の適用を受けない普通河川であることから、河川整備計画を作る義務がない。そして、普通河川の管理者は、市町であるため、郷川の河川管理者である竹原市が、任意での整備計画を作成しているといったことは、通常ないものと考えられる。

- 3 また、当時の担当職員に照会したところ、本件護岸整備計画の存在を異議申立人に対して発言したような職員は見当たらないとのことであった。

ちなみに、当時の担当職員の記憶によると、浜川橋りょう附近の土の部分は今後改修するのかといったような質問を受けたことは、一般的なこととして、「自然の土の部分なので改修するかもしれない。」というような回答をした事実はあるが、具体的改修計画があるとまで明言したことはないとのことであった。

異議申立人は、この一般論を述べた部分をもって、改修されるかもしれないと誤解したのではないかと考えられる。

以上のことから、本件対象文書の不存在決定を行ったものである。

#### 第5 審査会の判断

##### 1 本件対象文書について

本件対象文書は、鉄橋「浜川橋りょう」附近の河川護岸整備計画（以下「本件護岸整備計画」という。）並びに当該護岸工事を必要とする理由及び根拠などを記載した文書である。

##### 2 本件処分の妥当性について

実施機関は、本件護岸整備にあたっては、〇〇であるので、もし河川整備をする場合には、〇〇との協議が必要なところ、〇〇との施工協議はなされておらず、河川整備の具体的な計画もなされていないため、本件対象文書は不存在であるなどと主張している。

一方、異議申立人は、「実施機関の担当者が、異議申立人本人に対し、本件護岸の上部が自然の土のまま放置されていることを引用して、当該部分の整備計画が存在することを明言したことなどから、常識的には、本件護岸整備計画に係る文書が存在しているはずである。」と主張している。

当審査会において、実施機関に確認したところ、河川管理者は、河川法に基づく河川整備計画を作成する義務があるが、本件事案の対象河川である郷川は、

河川法の適用を受けない普通河川であることから、河川管理者である竹原市は、河川整備計画を作成する法令上の義務を負っていないことが認められる。

加えて、実施機関を通じて、竹原市に対して文書により確認したところ、本件護岸整備計画を策定したことはないとの回答書が実施機関に提出されたことから、同市が当該計画を策定したという事実も認められない。

次に、当審査会において、異議申立人が「実施機関の担当職員が異議申立人本人に対し、本件護岸整備計画が存在することを明言した」旨を主張している点について、実施機関に確認したところ、本件護岸部分が、自然の土のままであることから、一般論としては、改修する余地もある旨の説明を行ったことはあるが、当該計画の存在を明言した職員は見当たらないとの説明があった。

以上の状況を総合的に判断すると、実施機関が主張するとおり、本件護岸整備に関して具体的な計画が存在しないとしても、不自然ではないことがうかがわれる。

また、本件請求が本件護岸整備計画の存在を前提としており、当該計画が不存在であると認められる以上、当該計画に基づく工事の必要性などを記載した文書も同様に不存在であると認められる。

以上のことから、本件対象文書を作成していないとして不開示とした実施機関の決定は、妥当であると認められる。

### 3 結論

よって、当審査会は、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

### 第6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別記のとおりである。

別 記

審 査 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
16. 2. 24	・ 諮問を受けた。
17. 11. 30	・ 実施機関に理由説明書の提出を要求した。
18. 6. 16	・ 実施機関から理由説明書を收受した。
18. 6. 27	・ 異議申立人に理由説明書の写しを送付した。 ・ 異議申立人に意見書の提出を要求した。
18. 8. 29	・ 異議申立人からの意見書を收受した。
18. 9. 1	・ 実施機関に意見書の写しを送付した。
22. 3. 17 (平成 21 年度第 12 回)	・ 事務局が事案の概要を説明した。
22. 4. 22 (平成 22 年度第 1 回)	・ 諮問の審議を行った。
22. 5. 27 (平成 22 年度第 2 回)	・ 実施機関の職員から本件処分に対する意見を聴取した。 ・ 諮問の審議を行った。
22. 6. 24 (平成 22 年度第 3 回)	・ 諮問の審議を行った。
22. 7. 22 (平成 22 年度第 4 回)	・ 諮問の審議を行った。
22. 8. 11 (平成 22 年度第 5 回)	・ 諮問の審議を行った。

参 考

答申に関与した委員（五十音順）

【第2部会】

荒 井 秀 則	弁 護 士
中 坂 恵 美 子	広 島 大 学 大 学 院 准 教 授
山 本 一 志 ※平成 22 年 7 月 27 日まで	弁 護 士
横 藤 田 誠 （ 部 会 長 ）	広 島 大 学 大 学 院 教 授